

救急医療情報キットを無料で配布

救急搬送時に救急隊が迅速かつ的確に活動できるよう、医療情報を提供するためのキットを配布しています。

◇対象 65歳以上のひとり暮らし、または、高齢者のみの世帯の方

◇申請 市役所高齢者支援係、または、各地域包括支援センター（東部・中部・西部・北部）で

○救急医療情報キットとは？

プラスチック製の円筒形の容器の中に、医療情報カード（緊急連絡先、かかりつけ医療機関、持病、服薬の内容などを記入したもの）、健康保険証・診察券・薬剤情報提供書などの



▲救急医療情報キット

☆詳しくは、高齢者支援係へ。

写し、本人の写真を入れておいて、なので、冷蔵庫の中に保管します。

○なぜ冷蔵庫に保管するの？

冷蔵庫はほとんどのお宅の台所にあるため、救急隊が探しやすくなります。なお、玄関扉の内側と冷蔵庫にステッカーを貼り付けておくことで、冷蔵庫にキットを保管していることを救急隊に伝えます。

65歳以上の方の介護保険料を一部改定

○介護保険料を一部改定

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料について、第1～第3段階（非課税世帯）の負担が軽減され、左の表のとおりになりました。

○仮徴収決定通知書を送付

年金から保険料を差し引かれている方には、6月と8月の保険料を記載した通知書を5月中旬に送付します。これは、令和元年度の介護保険料の計

70歳以上の方の生活の実情を把握し、緊急時に適切な対応ができるよう、5月から地区の民生委員が訪問し、聞き取りで調査を行います。ご協力をお願いします。

◇対象

* 平成30年4月～31年3月に

方

☆詳しくは、高齢者支援係へ。

* 70歳になつた方
* 平成30年4月～31年3月に
70歳以上で転入した方
* 昨年までに調査していない



▼第1号被保険者の介護保険料（令和元年度）

所得段階	所得判定基準		上段：月額 下段：年額
第1段階 (基準額×0.375)	住世 民税 全員 非課 税	*生活保護受給者 *中国残留邦人等の支援給付受給者 *老齢福祉年金受給者 *本人の前年の合計所得金額（※1）+課税年金収入額（※2）一年金所得=80万円以下	2268円 2万7225円
第2段階 (基準額×0.495)		*本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額一年金所得=120万円以下	2994円 3万5937円
第3段階 (基準額×0.655)		*本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額一年金所得=120万円超	3962円 4万7553円
第4段階 (基準額×0.85)	税本 非 課 税 住 民	*本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額一年金所得=80万円以下	5142円 6万1710円
第5段階 (基準額)		*本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額一年金所得=80万円超	6050円 7万2600円
第6段階 (基準額×1.10)		*本人の前年の合計所得金額が120万円未満	6655円 7万9860円
第7段階 (基準額×1.15)		*本人の前年の合計所得金額が120万円以上125万円未満	6957円 8万3490円
第8段階 (基準額×1.20)		*本人の前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満	7260円 8万7120円
第9段階 (基準額×1.50)		*本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	9075円 10万8900円
第10段階 (基準額×1.70)		*本人の前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	1万285円 12万3420円
第11段階 (基準額×1.90)		*本人の前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満	1万1495円 13万7940円
第12段階 (基準額×2.20)		*本人の前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満	1万3310円 15万9720円
第13段階 (基準額×2.50)		*本人の前年の合計所得金額が800万円以上1000万円未満	1万5125円 18万1500円
第14段階 (基準額×2.75)		*本人の前年の合計所得金額が1000万円以上1500万円未満	1万6637円 19万9650円
第15段階 (基準額×2.85)		*本人の前年の合計所得金額が1500万円以上	1万7242円 20万6910円

※1 合計所得金額=収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なる）を控除した金額で、扶養・医療費控除などの所得控除をする前の金額

※2 課税年金収入額=老齢・退職年金などの課税対象となる年金で、課税対象とならない遺族・障害年金を除く

算に用いる元年度の住民税が未確定のため、平成30年度の所得金額で計算した保険料を仮徴収するものです。元年度の住民税の確定後、介護保険料を再計算し、7月上旬にその内容を記載した通知書を送付します。

☆詳しくは、介護福祉課保険料担当へ。